

令和6年2月7日
子ども・若者部児童課

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会における検討状況について

1 主旨

区ではこれまで児童館が中心となり、身近な地区の子どもの見守りネットワークの構築等に取り組んできたが、今般の国で閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」も踏まえ、現在のネットワークを基盤にして地域・地区において子どもが権利を実感できる居場所を充実させていく必要がある。そこで、現状の課題や目指すべき姿、児童館の役割等について検討する「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（以下、「検討会」という。）」を立ち上げ、検討を進めているので、その検討状況について報告する。

2 検討会の概要

(1) 背景となる国の動き

国は、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら成長していけるようにすることをこども政策の基本理念の一つとしており、昨年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針（以下、「指針」という。）」を閣議決定した。

【指針の概要】

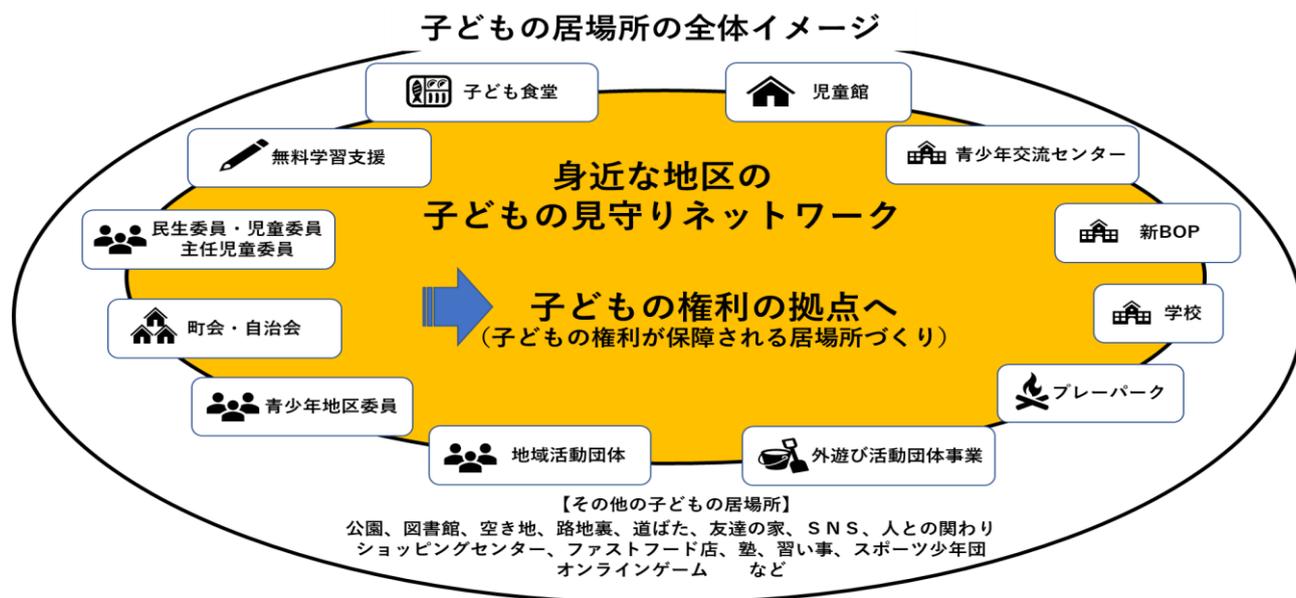
居場所の有無は孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠な要素となっている。地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、児童虐待相談件数や不登校、自殺者数の増加などこどもを取り巻く環境の厳しさが増す中、全てのこどもが自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくために、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての以下の基本的な視点を示している。

- ①ふやす ～多様なこどもの居場所がつけられる～
- ②つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- ③みがく ～こどもにとって、よりよい居場所になる～
- ④ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

上記の基本的な視点を踏まえ、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを官民が連携・協働して取り組んでいく必要があるとしている。

(2) 検討会の目的

日常の場面において、意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全てのこどもが実感できる居場所（以下、「子どもの権利の拠点」という。）を充実させていくため、身近な地区の子どもの見守りネットワークにおいてこどもの居場所を担う各団体や学識経験者等で検討会を構成し、現状の居場所における課題やこどもの声を踏まえながら、地域・地区の子どもの権利の拠点として目指す姿や児童館の役割について提言を行うとともに、提言内容を（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）へ反映させていくことを目的とする。



(3) 検討会委員

氏名	所属
安部 芳絵 (会長)	工学院大学 教授
加藤 悦雄 (副会長)	大妻女子大学 教授
高石 啓人	日本大学 助教
清水 雅人	世田谷区立山野児童館 館長 (新BOPを含む。)
神林 俊一	世田谷区外遊び推進員
尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課調整係長 (子ども食堂運営支援団体)
三瓶 七重	NPO法人砧・多摩川あそび村 (宿題クラブ運営)
下村 一	世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長
増田 ひろみ	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
奥村 明日	世田谷区子ども・子育て会議 公募区民委員

(4) 開催状況 (予定を含む。)

日程	内容
令和5年10月27日	第1回 (課題共有)
12月8日	第2回 (課題整理)
令和6年1月12日	第3回 (報告書内容の検討)
2月16日	第4回 (報告書内容の検討)
3月8日	第5回 (報告書 (提言) とりまとめ)



(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画 (第3期) への反映

(5) 検討会での議論の内容等

身近な地区において、子どもたちが権利を実感できる居場所を充実させ、複数の中から子ども自身がその時々状況に応じて居場所を選択できる環境を整備していくため、まずは、子どもに対するアンケート調査結果等の分析や居場所運営の現状について情報共有を行い、課題や子どもが自ら選択して行くことができる唯一の児童福祉施設である児童館に期待することの整理を行った。これを踏まえ、子どもの権利の拠点づくりを地域・地区全体で進めていくための理念の共有や学習機会の確保のほか、子どもが居場所につながりやすくするための居場所間の顔が見える関係づくりや情報発信、運営の工夫など具体的な取組みについて議論が進められている。

これまでの検討状況の概要は、別紙のとおり。

3 子どもの居場所づくりや居場所間の連携強化を図ることなどを役割とする児童館職員の専任配置について

区立児童館では、「遊び」、「相談支援」、「地域資源開発」、「ネットワーク支援」の4つの機能を有し、身近な地区で多様な地域資源と連携・協力しながら、子どもの見守りや相談支援のネットワークの中核的役割を担っている。

検討会での議論や国の指針において特に重要とされている「子どもの権利を実感できる居場所の充実」や「地域・地区に存在している居場所の把握と居場所間のネットワークづくり」等を進めていくにあたっては、地域の子どもの居場所等から、児童館のネットワーク支援機能を最大化し、遊びを通じた気づきや相談支援等のスキルをさらに高め、横展開していくことが期待されている。

こうしたニーズや期待に応えていくとともに、子どもたちがそれぞれの状況に合う居場所を見つけることができる環境づくりを推進するため、令和6年度から7年度までの2年間、2箇所の児童館において専任で担当する職員（児童館の常勤職員）を試行的に配置する（各館1名ずつ）。今後の事業展開については、試行の評価・検証を経た上で決定する。

【専任配置する職員の役割のイメージ】

- ◆地域・地区内に存在している居場所の把握及びその連携強化（顔が見える関係づくりに向けた定期的な訪問活動やイベントの共催など）
- ◆子どもが状況に応じて選択できる複数の居場所を行き来できるための情報共有と同行支援（子どもの様子や家庭状況に応じた居場所の提案、子どもの状況・状態に合った居場所（子ども食堂や無料学習支援団体等）へ同行訪問等）
- ◆地域・地区内の居場所やその運営団体への支援の一環としての見守りスキルや子どもの権利等に関する学習機会の確保 など

4 今後のスケジュール（予定）

時期	検討会	子どもの権利の拠点づくりの取組み
令和6年3月	検討会報告書のとりまとめ	
4月以降	報告書の提案内容等の（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）へ反映	子どもの居場所づくり等を役割とする児童館職員の専任配置の試行（令和6年度～7年度）
10月以降	子どもの権利の拠点づくりに係る評価・検証の取組みの実施	
令和7年4月	（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）開始	

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の検討状況の概要

1 子どもを対象に行ったインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を通じて把握した子どもが求める居場所について

(1) 子どもを取り巻く状況

- ・小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない。
- ・子ども自身の行動範囲の中に他の居場所がないことのほか、居場所の情報を把握しづらい。
- ・新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうかについて、子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。

(2) 居場所に求める要素

空間的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間 ・【小学生】屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース ・【中高生】大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間／お金がかからない空間／自習スペース／部活やご飯を食べた後にも利用できるよう遅くまで開いている
物的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・お菓子を含めた食べ物や飲み物 ・ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセント ・ゆっくりできるクッションやベッド
人的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人

2 上記調査や検討会での議論を経て、浮き彫りとなった課題

(1) 遊び場をはじめとした居場所の不足

- ・小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース、中高生では自分たちだけの空間といった居場所に求められるニーズに対応した遊び場や居場所が子どもの行動範囲の中で不足。
- ・子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない。

(2) 子どもの声を反映する居場所運営

- ・居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。

(3) 子どものニーズを捉えた環境づくり

- ・「食」や「ゆっくりできる空間」、「自習スペース」のほか、居場所へのアクセスのしやすさなど、子どものニーズに居場所として十分に応えられているかという点において課題が残っている。

(4) 居場所間の連携

- ・子ども自身が居場所を選択できる環境づくりが重要であることから、居場所間の日常的な連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

(5) 居場所全体の質の向上

- ・子どもの権利の拠点づくりの推進には、子どもが権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透やスタッフのスキルアップを図り、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要がある。



3 子ども権利の拠点づくりに向けた提言について

浮き彫りとなった課題等を踏まえ、子どもの権利の拠点づくりに向けた提言内容について現在検討を進めており、地域・地区の子どもの居場所全体で共有すべき理念や居場所間の顔が見える関係づくりに向けた取組み、災害時における子どもの居場所の確保、連携強化に向けた児童館におけるコーディネート機能の重要性等について議論がなされている状況となっている。